

要 望 書

建設埼玉与野地区本部	執行委員長	川又 和弥
浦和地区本部	執行委員長	磯山 浩造
大宮地区本部	執行委員長	齋藤 栄司
岩槻地区本部	執行委員長	鈴木 利行

さいたま市におかれましては、日頃より建設埼玉に対するご理解とご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

建設業は、世界情勢の悪化により物価上昇の影響を受け、資材が急騰し、価格転嫁ができず利益を圧迫し、大きな打撃を受けています。私たち建設埼玉はこのような状況の中で建設労働者の命と健康と暮らしを守り、賃金・労働条件の向上や安定雇用の実現を目指し、若年者が夢を持てる業種となるように日々の活動を行なっています。

そこで以下の点について要望致します。

1. 建設国保助成金について

さいたま市在住の建設労働者が加入している建設国保に対する助成金を市独自の助成事業として一人あたり250円の助成を頂いております。しかしながら、昨今の物価上昇に伴い、建設国保が行っている健診費用等の諸経費が増加しています。以上のことをご考慮いただき、今後も助成金の継続的な存続と増額を配慮頂きますよう、要望致します。

2. 労働災害対策事業について

建設埼玉では安全講習会等を実施し、労働安全衛生に対する意識向上と労災事故防止に努めております。アスベスト対策では、アスベスト疾患の早期発見と早期治療、労災申請の促進に取り組み、専門医によるレントゲン再読影や2次診療を行っております。このような労働災害対策事業への助成金制度の創設を要望致します。

3. 公契約条例・賃金水準把握について

公契約の下で働く人の適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスがはかられるために、公契約条例の制定を要望致します。併せて、さいたま市発注の公契約の下で働く現場労働者に支払われる賃金水準を把握するよう要望致します。

4. 耐震改修助成制度・リフォーム助成制度について

近年、大規模地震が頻発し、市民の防災意識も高まっています。市民のいのちを守るため、耐震診断・耐震改修の助成対象を、建てられた年代に関係なく耐震性が不足する住宅に拡充して下さい。また、循環型の地域経済活性化につながるよう、地元業者を受注・施工の要件にした住宅リフォーム助成制度の創設を要望致します。



2024 年度 要望書の趣旨について

要望書の趣旨について

1. 建設国保助成金について

「建設・土建国民健康保険組合運営費補助金交付要綱」に従い、平成 25 年度より、さいたま市在住の建設国保被保険者数×250 円の助成金を頂いております。さいたま市内に事務所を置く、建設埼玉 4 地区本部では、建設国保被保険者（さいたま市民）の健康増進に向け健康診断・保険指導の受診向上を図る様々な努力をしていますが、健診費用については、建設国保と地区本部の補助だけでは賄えず、受診者に自己負担をお願いしているのが現状です。建設国保被保険者（さいたま市民）への保健福祉の向上への取組みに対する、更なる補助金の増額を要望します。

2. 労働災害対策事業について

建設埼玉では、作業主任者・安全教育・特別教育などの講習を開催し、各地区本部でも安全講習会や安全パトロールなどを実施しています。労災事故件数を集計し、傾向を毎月公表し、労働安全衛生に対する意識向上と労災事故防止に努めています。

アスベスト対策では、アスベスト疾患による労災保険受給者の半数は建設業従事者であり、その健康被害は長い年月を経て症状が現れます。しかし労災認定を受けるためのハードルは高いのが現状で、一個人でアスベスト肺の疑いを持ち、労災認定を受けるのは困難です。建設埼玉では、アスベスト疾患の早期発見と早期治療、そして労災申請の促進に取り組み、アスベスト専門医と連携し、健診時のレントゲン再読影や 2 次診療を行っています。2023 年は、レントゲン再読影の結果、読影数 9,808 名のうち 471 名が「所見あり」の診断を受け、74 名が 2 次診療を受診しました。また、レセプトチェックや病院でアスベスト疾患の疑いがあると診断された組合員の労災認定に取り組んでいます。草加市では「草加市健康被害対策等補助金交付要綱」が平成 21 年 4 月 1 日に公布されました。この要綱は、アスベストによる健康被害の救済に関する法律により、その救済対象とされる特定の作業に従事する者に対して、健康保険組合が実施する健康診断に対して補助金を交付するものです。補助金額は団体における市内在住者数

によって決められた金額となっています。さいたま市でも、労働災害対策事業に対して助成金制度の創設を要望します。

3. 公契約条例・賃金水準把握について

公契約は、税金を原資として実施されているものであり、住民の福祉に役立つように使われ、高い品質が確保されなければなりません。

さいたま市では、『低入札価格調査制度』『最低制限価格制度』の適切な運用により、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等を生じかねないダンピング受注の防止に取り組まれておりますが、賃金下限額の設定、元請を含めた連帯責任等の規定が無ければ、現場労働者の賃金は、公共工事設計労務単価を大きく下回る賃金水準となる可能性は高く、国の定める公共サービス基本法等の趣旨に反し、何より良質な建設物、質の高い公共サービスが市民に行われない可能性が高くなると考えます。

現在、賃金条項のある公契約条例が制定された自治体は、全国で 30 自治体となり、埼玉県でも草加市、越谷市が「地元業者の優先及び技能労働者の賃金確保」を盛り込んだ条例を制定しています。

さいたま市におかれましても、適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスが図られるために、公契約条例の制定を要望します。併せて公共工事のみならず、公契約の下で働く現場労働者に支払われる賃金水準の把握を要望します。

4. 耐震改修助成制度・住宅リフォーム助成制度について

さいたま市で実施されている『耐震診断』『耐震補強助成制度』『建替え助成制度』の助成対象となっている住宅は、S56 年以前に建てられたものを対象としていますが、木耐協（日本木造住宅耐震補強事業者共同組合）の調べでは、H12 年以前の木造住宅についても耐震性が不足している調査結果が出ています。熊本地震後の国土交通省の社会資本整備審議会で公表された方針でも、H12 年基準を推奨するとし、(財)日本建築防災協会では『木造住宅の耐震性能チェック』のリーフレットを作成し住民へ周知を行っています。埼玉県でなく、自治体で実施する耐震制度の助成対象となる住宅のほとんどは、S56 年以前を対象としているものですが、S56 年以前に建築された旧耐震基準の建物の耐震化率が 93.7%(令和 4 年度末)を

超えている現状から今後は、建てられた年代に関係なく、耐震性が不足する住宅のすべてを耐震改修する必要がある、助成対象とすべきと考えます。また、住宅リフォーム助成制度については、助成要件を施工から資材購入まですべて地元限定することで、地元業者、職人の収入は増え、市の税収も上がり、循環型の地域経済発展の一助となることは明らかなです。さいたま市においても、耐震改修助成制度の拡充と住宅リフォーム助成制度の創設を要望します。